

# 岐阜県公報

第千九百四十七号  
平成二十年五月十六日

(金曜日)

## 目次

### 告示

土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定  
 保安林に指定する予定である旨の通知  
 道路の供用開始  
 道路の区域変更  
 (地球環境課) 三五七  
 (治山課) 三五七  
 (道路維持課) 三五八  
 (同) 三五八

### 収用委員会告示

収用の裁決手続の開始  
 (収用委員会) 三五九

### 公示

平成二十年度狩猟免許試験の実施  
 平成二十年度狩猟免許の更新のための試験及び講習の実施  
 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件  
 土地改良事業の施行同意  
 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し  
 公共測量の終了  
 土地改良区の定款の変更認可  
 (地球環境課) 三六四  
 (同) 三六五  
 (商業流通課) 三六六  
 (農地計画課) 三六七  
 (建設政策課) 三六七  
 (用地課) 三六八  
 (西濃農林事務所) 三六九  
 (中濃農林事務所) 三六九

### 正誤

目次中訂正  
 土砂災害警戒区域の指定中訂正  
 土砂災害特別警戒区域の指定中訂正  
 (法務・情報公開課) 三六九  
 (砂防課) 三六九  
 (同) 三六九

## 告示

岐阜県告示第三百六十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成二十年五月十六日

岐阜県知事 古田 肇

### 指定する区域

- 一 多治見市金岡町一丁目八〇番の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称  
六価クロム化合物並びにほう素及びその化合物

岐阜県告示第三百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年五月十六日

岐阜県知事 古田 肇

### 保安林予定森林の所在場所

- 一 下呂市小坂町大島字溝上二三七五の七、字今ヶ平二四九八の二、二四九九の一、字入道洞二五〇〇から二五〇二まで、字明石畑二五〇三から二五〇五まで、二五〇六の一、二五〇六の二、二五〇七の一、字ウトフゲ二五〇八の一、二五〇九から二五一一

まで、二五一四の一、二五一七の一、二五一八の一、二五一九から二五二一まで、二五二二の一、二五二二の二、字シヨウカ二五三〇、二五三一の一、二五三一の二、二五三二から二五三五まで、字カクラ二五三六から二五五二まで、字ササハタ二五四の二、二五四の四、二五五五の四、二五五五の五、二五五五の七、二五五六の一、二五五六の四、二五五六の五、二五五七の一、二五五七の二、二五五八の一、二五五八の三、二五五九、二五六〇

二 指定の目的  
水源のかん養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年五月十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年五月十六日

岐阜県知事 古田 肇

|       |     |   |   |          |         |                    |
|-------|-----|---|---|----------|---------|--------------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 区 | 間 | 延長（メートル） | 供用開始の期日 | 備考（区域の変更又は告示年月日ほか） |
|-------|-----|---|---|----------|---------|--------------------|

|    |      |                                    |       |         |           |
|----|------|------------------------------------|-------|---------|-----------|
| 県道 | 美岐山線 | 山県市平井字榎洞九二番一地从先から同市谷合字松葉平一九五〇番地先まで | 四五七・七 | 平成二〇・一八 | 平成一四・九・二〇 |
|----|------|------------------------------------|-------|---------|-----------|

岐阜県告示第三百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年五月十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年五月十六日

岐阜県知事 古田 肇

| 道路の種類 | 路線名   | 区                            | 間      | 区域変更前後         | 敷地の幅員（メートル）        | 延長（メートル）      | 備考 |
|-------|-------|------------------------------|--------|----------------|--------------------|---------------|----|
| 一般国道  | 三三三三号 | 揖斐郡揖斐川町坂内川上字地藏平八七六番地先から同郡同町同 | A<br>B | 三三三・〇<br>三三三・〇 | 一、一〇〇・〇<br>一、一〇〇・〇 | 後B<br>一、〇二〇・〇 |    |
|       |       | 揖斐郡揖斐川町坂内川上字地藏平八七六番地先から同郡同町同 | 前      | 三三三・〇<br>三三三・〇 | 一、一〇〇・〇<br>一、一〇〇・〇 | 後B<br>一、〇二〇・〇 |    |

岐阜県告示第三百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年五月十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年五月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

|      |             |                                      |             |          |           |                    |
|------|-------------|--------------------------------------|-------------|----------|-----------|--------------------|
| 道の種類 | 路線名         | 区                                    | 間           | 延長（メートル） | 供用開始の期日   | 備考（区域の変更又は告示年月日ほか） |
| 県道   | 多治見線<br>白川線 | 加茂郡八百津町伊岐津志字尾山一七二七番一六地先から同郡同町同番八地先まで | 同郡同町同番八地先まで | 一四・三     | 平成二〇・五・一六 | 平成一九・八・二七          |

岐阜県告示第三百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年五月十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年五月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

|      |     |   |   |        |             |          |    |
|------|-----|---|---|--------|-------------|----------|----|
| 道の種類 | 路線名 | 区 | 間 | 区域変更前後 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） | 備考 |
|      |     |   |   |        |             |          |    |

|      |       |                                    |       |       |       |
|------|-------|------------------------------------|-------|-------|-------|
| 一般国道 | 三百六十号 | 恵那市明智町字新町五〇九番二地先から同市同町字徳平四四九番六地先まで | 後     | 前     | 二六三・〇 |
|      |       |                                    | 一六四・〇 | 一六四・〇 |       |

### 収用委員会告示

岐阜県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成二十年五月十六日

岐阜県収用委員会

会長 端 元 博 保

- 一 起業者の名称  
岐阜県
- 二 事業の種類  
岐阜都市計画道路事業三・三・四一号長良糸貫線
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
土地の所在 岐阜県岐阜市若竹町一丁目

| 地番        | 地目  |     | 積（㎡）   | 積（㎡）  |                  |
|-----------|-----|-----|--------|-------|------------------|
|           | 公簿  | 現況  |        | 実測    | 収用しようとする土地の面積（㎡） |
| 一 番 一 宅 地 | 宅 地 | 公 簿 | 四九六・〇六 | 五〇〇・四 | 一四・五             |
|           |     |     |        |       | 〇・〇〇             |

（注） 収用しようとする地積に係る図面は、岐阜県土木整備部用地課に備え置いて縦覧に供する。

四 土地所有者の氏名及び住所

|    |               |
|----|---------------|
| 氏名 | 尾藤 博 巳        |
| 住所 | 岐阜県岐阜市長良九〇番地一 |

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類

|          |  |                                       |
|----------|--|---------------------------------------|
| 氏名       | 株式会社穴吹工務店                                  |                                       |
| 住所       | 香川県高松市藤塚町一丁目二番二二号                          |                                       |
| 権利の種類    | 土地に関する所有権以外の権利の存否不明、ただし、権利が存する場合、賃借権又は使用借権 |                                       |
| 中部電力株式会社 | 愛知県名古屋市長区東新町一番地                            | 土地に関する所有権以外の権利の存否不明、ただし、権利が存する場合、使用借権 |

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成二十年四月十七日

岐阜県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成二十年五月十六日

岐阜県収用委員会

会長 端 元 博 保

一 起業者の名称

岐阜県

二 事業の種類

岐阜都市計画道路事業三・三・四一号長良糸貫線

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 岐阜県岐阜市若竹町一丁目

| 地番    | 地目 |    | 積 (m <sup>2</sup> ) |       |
|-------|----|----|---------------------|-------|
|       | 公簿 | 現況 | 公簿                  | 実測    |
| 四番一宅地 | 宅地 | 道路 | 六〇・九二               | 六〇・二六 |
|       |    |    | 二四・九九               | 二四・九九 |
|       |    |    | 五・九四                | 五・九四  |
|       |    |    |                     | 〇・〇〇  |
|       |    |    |                     | 〇・〇〇  |

(注) 収用しようとする地積に係る図面は、岐阜県土木整備部用地課に備え置いて縦覧に供する。

四 土地所有者の氏名及び住所

|    |               |
|----|---------------|
| 氏名 | 尾藤 博 巳        |
| 住所 | 岐阜県岐阜市長良九〇番地一 |

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類

|       |  |              |
|-------|--|--------------|
| 氏名    | 大岩 務                                       |              |
| 住所    | 岐阜県羽島郡笠松町円城寺一四一四番地                         |              |
| 権利の種類 | 土地に関する所有権以外の権利の存否不明、ただし、権利が存する場合、賃借権又は使用借権 |              |
| 安藤 千尋 | 岐阜県岐阜市長良七六九番地一九                            | 土地に関する所有権以外の |

|  |  |                                |    |                     |    |                                 |                                 |  |       |                 |                                |  |  |
|--|--|--------------------------------|----|---------------------|----|---------------------------------|---------------------------------|--|-------|-----------------|--------------------------------|--|--|
| 地番   | 公簿   | 地目                             | 公簿 | 積 (m <sup>2</sup> ) | 実測 | 収用しようとする土地の面積 (m <sup>2</sup> ) | 使用しようとする土地の面積 (m <sup>2</sup> ) |  |       |                 |                                |  |  |
|  | 現況   | 地積                             |    |                     |    |                                 |                                 |  |       |                 |                                |  |  |
|  | <p>六 裁決手続の開始を決定した年月日<br/>平成二十年四月十七日</p> <p>岐阜県収用委員会告示第二号</p> <p>土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。</p> <p>平成二十年五月十六日</p> <p style="text-align: center;">岐阜県収用委員会<br/>会長 端 元 博 保</p>   |                                |    |                     |    |                                 |                                 |  |       |                 |                                |  |  |
|  | <p>一 起業者の名称<br/>岐阜県</p> <p>二 事業の種類<br/>岐阜都市計画道路路事業三・三・四一号長良糸貫線</p> <p>三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等<br/>土地の所在 岐阜県岐阜市若竹町一丁目</p>  |                                |    |                     |    |                                 |                                 |  |       |                 |                                |  |  |
|  | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">林 健 一</td> <td style="width: 60%;">岐阜県岐阜市若竹町一丁目五番地</td> <td style="width: 20%;">権利の存否不明、ただし、権利が存する場合、賃借権又は使用借権</td> </tr> <tr> <td colspan="2">土地に関する所有権以外の権利の存否不明、ただし、権利が存する場合、賃借権又は使用借権</td> <td>権利の存否不明、ただし、権利が存する場合、賃借権又は使用借権</td> </tr> </table> |                                |    |                     |    |                                 |                                 |  | 林 健 一 | 岐阜県岐阜市若竹町一丁目五番地 | 権利の存否不明、ただし、権利が存する場合、賃借権又は使用借権 | 土地に関する所有権以外の権利の存否不明、ただし、権利が存する場合、賃借権又は使用借権 |  |
| 林 健 一                                      | 岐阜県岐阜市若竹町一丁目五番地  | 権利の存否不明、ただし、権利が存する場合、賃借権又は使用借権 |    |                     |    |                                 |                                 |  |       |                 |                                |  |  |
| 土地に関する所有権以外の権利の存否不明、ただし、権利が存する場合、賃借権又は使用借権 |  | 権利の存否不明、ただし、権利が存する場合、賃借権又は使用借権 |    |                     |    |                                 |                                 |  |       |                 |                                |  |  |

|           |   |     |   |  |        |     |     |               |           |     |     |                    |  |  |  |
|-----------|---|-----|---|--|--------|-----|-----|---------------|-----------|-----|-----|--------------------|--|--|--|
| 一 起業者の名称  | <p>六 裁決手続の開始を決定した年月日<br/>平成二十年四月十七日</p> <p>岐阜県収用委員会告示第四号</p> <p>土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。</p> <p>平成二十年五月十六日</p> <p style="text-align: center;">岐阜県収用委員会<br/>会長 端 元 博 保</p>  |     |   |  |        |     |     |               |           |     |     |                    |  |  |  |
|           | <p>四番三宅地宅地 110・三 111・〇六 二元・七 〇・〇〇</p> <p>(注) 収用しようとする地積に係る図面は、岐阜県県土整備部用地課に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>四 土地所有者の氏名及び住所</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">尾藤 博 巳</td> <td style="width: 20%;">氏 名</td> <td style="width: 20%;">住 所</td> <td style="width: 40%;">岐阜県岐阜市長良九〇番地一</td> </tr> </table> <p>五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">株式会社六吹工務店</td> <td style="width: 20%;">氏 名</td> <td style="width: 20%;">住 所</td> <td style="width: 40%;">香川県高松市藤塚町二丁目二番二二二号</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>権利の種類<br/>土地に関する所有権以外の権利の存否不明、ただし、権利が存する場合、賃借権又は使用借権</td> </tr> </table> |     |   |  | 尾藤 博 巳 | 氏 名 | 住 所 | 岐阜県岐阜市長良九〇番地一 | 株式会社六吹工務店 | 氏 名 | 住 所 | 香川県高松市藤塚町二丁目二番二二二号 |  |  |  |
| 尾藤 博 巳    | 氏 名   | 住 所 | 岐阜県岐阜市長良九〇番地一                                       |  |        |     |     |               |           |     |     |                    |  |  |  |
| 株式会社六吹工務店 | 氏 名   | 住 所 | 香川県高松市藤塚町二丁目二番二二二号                                  |  |        |     |     |               |           |     |     |                    |  |  |  |
|           |   |     | 権利の種類<br>土地に関する所有権以外の権利の存否不明、ただし、権利が存する場合、賃借権又は使用借権 |  |        |     |     |               |           |     |     |                    |  |  |  |

岐阜県  
事業の種類

岐阜都市計画道路事業三・三・四一号長良系貫線

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
土地の所在 岐阜県岐阜市若竹町一丁目

| 地番  | 地目 |    | 地積(m) |       | 収用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> ) | 使用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> ) |
|-----|----|----|-------|-------|--------------------------------|--------------------------------|
|     | 公簿 | 現況 | 公簿    | 実測    |                                |                                |
| 五番一 | 宅地 | 宅地 | 五三・四五 | 五〇・六一 | 六四・七三                          | 〇・〇〇                           |
| 六番一 | 宅地 | 宅地 | 二六・七九 | 二四・六四 | 二六・七九                          | 〇・〇〇                           |

(注) 収用しようとする地積に係る図面は、岐阜県県土整備部用地課に備え置いて縦覧に供する。

四 土地所有者の氏名及び住所

| 氏名     | 住所            |
|--------|---------------|
| 尾藤 博 巳 | 岐阜県岐阜市長良九〇番地一 |

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類

| 氏名                     | 住所                 | 権利の種類                                      |
|------------------------|--------------------|--|
| 株式会社十六銀行<br>(取扱店 長良支店) | 岐阜県岐阜市神田町八丁目二六番地   | 根抵当権                                       |
| 大岩 務                   | 岐阜県羽島郡笠松町円城寺一四一四番地 | 土地に関する所有権以外の権利の存否不明、ただし、権利が存する場合、賃借権又は使用借権 |

安藤 千 尊

岐阜県岐阜市長良七六九番地一九

土地に関する所有権以外の権利の存否不明、ただし、権利が存する場合、賃借権又は使用借権

林 健 一

岐阜県岐阜市若竹町一丁目五番地

土地に関する所有権以外の権利の存否不明、ただし、権利が存する場合、賃借権又は使用借権

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成二十年四月十七日

岐阜県収用委員会告示第五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成二十年五月十六日

岐阜県収用委員会  
会長 端 元 博 保

一 起業者の名称

岐阜県

二 事業の種類

岐阜都市計画道路事業三・三・四一号長良系貫線

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 岐阜県岐阜市若竹町一丁目

| 地番 | 地目 |    | 地積(m <sup>2</sup> ) |    | 収用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> ) | 使用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> ) |
|----|----|----|---------------------|----|--------------------------------|--------------------------------|
|    | 公簿 | 現況 | 公簿                  | 実測 |                                |                                |

|         |      |      |      |      |
|---------|------|------|------|------|
| 七番一宅地宅地 | 二六・六 | 二六・六 | 二七・三 | 〇・〇〇 |
|---------|------|------|------|------|

(注) 収用しようとする地積に係る図面は、岐阜県県土整備部用地課に備え置いて縦覧に供する。  
 四 土地所有者の氏名及び住所

|             |                |
|-------------|----------------|
| 氏名          | 住 所            |
| ハーベシステム株式会社 | 岐阜県岐阜市長良九〇番地の一 |

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類

| 氏名                     | 住 所                | 権利の種類                                      |
|------------------------|--------------------|--|
| 株式会社十六銀行<br>(取扱店 長良支店) | 岐阜県岐阜市神田町八丁目二六番地   | 根抵当権                                       |
| 大岩 務                   | 岐阜県羽島郡笠松町円城寺一四一四番地 | 土地に関する所有権以外の権利の存否不明、ただし、権利が存する場合、賃借権又は使用借権 |
| 安藤 千尋                  | 岐阜県岐阜市長良七六九番地一九    | 土地に関する所有権以外の権利の存否不明、ただし、権利が存する場合、賃借権又は使用借権 |
| 林 健一                   | 岐阜県岐阜市若竹町一丁目五番地一   | 土地に関する所有権以外の権利の存否不明、ただし、権利が存する             |

|                  |
|------------------|
| 場合、賃借権<br>又は使用借権 |
|------------------|

六 裁決手続の開始を決定した年月日  
 平成二十年四月十七日

岐阜県収用委員会告示第六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成二十年五月十六日

岐阜県収用委員会  
 会長 端 元 博 保

- 一 起業者の名称  
岐阜県
- 二 事業の種類  
岐阜都市計画道路事業三・三・四一号長良系貫線
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
土地の所在 岐阜県岐阜市若竹町一丁目

| 地 番     | 地 目 |    | 積 (m <sup>2</sup> ) | 収用しようとする土地の面積 (m <sup>2</sup> ) | 使用しようとする土地の面積 (m <sup>2</sup> ) |
|---------|-----|----|---------------------|---------------------------------|---------------------------------|
|         | 公簿  | 現況 |                     |                                 |                                 |
| 七番四宅地宅地 | 公簿  | 現況 | 三・三                 | 三・四                             | 〇・二六                            |
|         |     |    |                     |                                 | 〇・〇〇                            |

(注) 収用しようとする地積に係る図面は、岐阜県県土整備部用地課に備え置いて縦覧に供する。  
 四 土地所有者の氏名及び住所

|             |                |
|-------------|----------------|
| 氏名          | 住 所            |
| ハーベシステム株式会社 | 岐阜県岐阜市長良九〇番地の一 |

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類

なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成二十年四月十七日

公 示

平成二十年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施しますので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十一条第二項の規定により公示します。

平成二十年五月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験の期日、場所及び申請期間

| 期 日                | 場 所                             | 試験の種類                       | 申請期間  |
|--------------------|---------------------------------|-----------------------------|---|
| 平成二十年七月十二日<br>（土）  | 高山市千島町九〇〇一<br>飛驒・世界生活文化セン<br>ター | 網猟、わな猟、<br>第一種銃猟及び<br>第二種銃猟 | 平成二十年六月十二日<br>（木）から平成二十年<br>六月二十三日（月）ま<br>で |
| 平成二十年七月三十一日<br>（木） | 美濃加茂市古井町下古井<br>大脇二六〇一           | 網猟、わな猟、<br>第一種銃猟及び<br>第二種銃猟 | 平成二十年七月一日<br>（火）から平成二十年<br>七月十一日（金）まで       |
| 平成二十年              | 岐阜市数田南二一一                       | 網猟、わな猟                      | 平成二十年七月二十五                                  |

八月二十六日（火） 岐阜県庁舎 第一種銃猟及び第二種銃猟 日（金）から平成二十年八月六日（水）まで

平成二十年十二月十九日（金） 美濃加茂市古井町下古井大脇二六〇一 岐阜県可茂総合庁舎 わな猟 平成二十年十一月十九日（水）から平成二十年十二月一日（月）まで

平成二十一年二月十日（火） 岐阜市数田南二一一 岐阜県庁舎 網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟 平成二十一年一月九日（金）から平成二十一年二月二十日（火）まで

二 試験の日程

1 受付 午前九時から午前九時三十分まで

2 知識試験 午前九時四十五分から午前十一時十五分まで

3 適性試験及び技能試験 午後一時から午後五時まで

三 申請手続

1 申請書類

各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。）で配布する狩猟免許申請書一通に次の書類を添えてください。

(一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書一通（申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写しを添付してください。）

(二) 写真一枚（申請前六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

(三) 住民票一通（狩猟免許を受け、その有効期間内に他種の狩猟免許を受けようとする者を除く。）



- (四) 返信用封筒(長形三号。申請者の住所、氏名及び郵便番号を明記し、八十円分の郵便切手をはり付けたもの)
- 2 手数料
  - (一) 狩猟免許を受け、その有効期間内に他種の狩猟免許を受けようとする者及び四に掲げる未更新者 四千元
  - (二) その他の者 五千三百円
- 3 申請書類の提出先
  - 原則として申請者の住所地を所管する振興局の環境課へ提出してください(住所を所管しない振興局の環境課にも提出することができます。)
- 4 申請書類を郵送する場合は、書留又は簡易書留郵便とし、封筒の表に「狩猟免許(試験) 申請書在中」と朱書してください。
- 5 申請書類の受理後における試験を受けようとする狩猟免許の種類及び場所の変更は、できません。
- 四 未更新者の更新
  - 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十九条第二号に規定する狩猟免許の有効期間の更新を受けなかった者は、同号の事由がやんだ日から起算して一か月以内に未更新事由書を添えて申請手続をしてください。
- 五 試験結果の提供
  - 平成二十年度狩猟免許試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。
- 1 提供する試験結果
- 2 知識試験の得点及び技能試験の減点
- 3 提供期間
  - 合否発表の日の翌日から一か月間
- 4 提供を受けるために必要な書類等
  - 情報公開総合窓口(岐阜県庁二階 電話〇五八 二七二 一一三八)及び各振興局の情報公開窓口

六 その他

- 1 法改正に伴い、平成十九年度狩猟免許試験より、「網・わな猟免許」が「網猟免許」と「わな猟免許」に区分されましたので、注意してください。
- 2 試験に関する問い合わせは、各振興局環境課又は岐阜県環境生活部地球環境課において受け付けます。

平成二十年度狩猟免許の更新のための試験及び講習の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第五十一条第二項に規定する狩猟免許の更新のための試験及び同条第四項に規定する講習を次のとおり実施しますので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十九条第二項において準用する同令第五十一条第二項の規定により公示します。

平成二十年五月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験及び講習の期日、場所及び申請期間

| 期 日                | 場 所                                  | 申 請 期 間                                 |
|--------------------|--------------------------------------|---|
| 平成二十年七月十日<br>(木)   | 高山市上岡本町七 四六八<br>岐阜県飛騨総合庁舎            | 平成二十年六月十三日<br>(金)から平成二十年六<br>月二十五日(水)まで |
| 平成二十年七月三十日<br>(水)  | 美濃加茂市古井町下古井大脇二<br>六一〇 一<br>岐阜県可茂総合庁舎 | 平成二十年七月四日<br>(金)から平成二十年<br>七月十五日(火)まで   |
| 平成二十年八月二十九<br>日(金) | 恵那市長島町正家後田一〇六七<br>七一<br>岐阜県恵那総合庁舎    | 平成二十年八月四日<br>(月)から平成二十年<br>八月十四日(木)まで   |
| 平成二十年九月十二日<br>(金)  | 岐阜市数田南一 一<br>岐阜県庁舎                   | 平成二十年八月十五日<br>(金)から平成二十年八<br>月二十七日(水)まで |

二 試験及び講習の日程

1 受付

午前八時三十分から午前九時まで

2 講習

午前九時から正午まで

3 適性試験

午後一時から午後四時まで

三 申請手続

1 申請書類

各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。）で配布する狩猟免許更新申請書一通に次の書類を添えてください。

(一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書一通（申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写しを添付してください。）

(二) 写真一枚（申請前六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

(三) 返信用封筒（長形三号。申請者の住所、氏名及び郵便番号を明記し、八十円分の郵便切手をはり付けたもの）

(四) 狩猟免状

2 手数料

申請書に二千九百円分の岐阜県収入証紙をはり付けてください（消印はしないでください。）。

3 申請書類の提出先

原則として申請者の住所地を所管する振興局の環境課へ提出してください（住所を所管しない振興局の環境課にも提出することができます。）。

4 申請書類を郵送する場合は、書留又は簡易書留郵便とし、封筒の表に「狩猟免許更新申請書在中」と朱書してください。

5 申請書類の受理後における更新試験を受けようとする狩猟免許の種類及び場所の

変更は、認めません。

四 免許更新申請の対象者

平成十七年度に狩猟免許を取得し、又は更新した者

五 その他

1 法改正に伴い、平成十九年度狩猟免許の更新より、「網・わな猟免許」が「網猟免許」と「わな猟免許」に区分されましたので、注意してください。

2 試験及び講習に関する問い合わせは、各振興局環境課又は岐阜県環境生活部地球環境課において受け付けます。

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年五月十六日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年五月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

サビーショッピングセンター

美濃市松森上竹下二〇〇番地一 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年五月十六日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年五月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地  
アピタ中津川店

中津川市中津川字直路一四二四番の一 外

- 二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年五月十六日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年五月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地

アピタ各務原店

各務原市鷺沼各務原町八 七 一 外

- 二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年五月十六日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年五月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地  
ユニー可児店

可児市中恵土二二二五番地 外

- 二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

土地改良事業の施行同意

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の施行に同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定により公示する。

平成二十年五月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

|         |       |                 |         |           |                 |
|---------|-------|-----------------|---------|-----------|-----------------|
| 施 行 者 名 | 富 加 町 | 施 行 に 係 る 地 区 名 | 網 丸 地 区 | 同 意 年 月 日 | 平 成 二 〇 ・ 五 ・ 七 |
|---------|-------|-----------------|---------|-----------|-----------------|

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項第四号(廃業等)の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年五月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

|      |      |      |        |      |          |
|------|------|------|--------|------|----------|
| 取消年月 | 商号又は | 代表者の | 主たる営業所 | 許可番号 | 取り消した工事業 |
| 日    | 名称   | 氏名   | の所在地   |      |          |

|              |           |             |                     |               |                               |
|--------------|-----------|-------------|---------------------|---------------|-------------------------------|
| 平成十九年十月十二日   | 日工建設株式会社  | 代表取締役 井口 未正 | 下呂市萩原町上村六七一番地       | 般十六一<br>一八七六  | 土木一式及びとび・土工・コンクリート工事業         |
| 平成十九年十二月二十八日 | 新成建築      | 中島辰好        | 下呂市乗政二七〇三番地一六       | 般十四一<br>六五三三  | 建築一式及び大工工事業                   |
| 平成二十年一月一日    | 佐藤組       | 佐藤正晴        | 養老郡養老町大跡七四番地        | 般十七八<br>八六四   | 建築一式及びとび・土工・コンクリート工事業         |
| 平成二十年一月二十日   | 金山土木協業組合  | 理事長 廣瀬銆男    | 下呂市金山町下原町二四一        | 特十四二<br>一九四   | 土木一式、とび・土工・コンクリート、ほ装及び水道施設工事業 |
| 平成二十年三月十八日   | 株式会社山辰組   | 代表取締役 馬淵 和三 | 揖斐郡大野町大字稲畑二〇三番地の一   | 般十九二<br>三〇三   | 電気工事業                         |
| 平成二十年三月三十一日  | 有限会社 独共建設 | 佐藤卓摩        | 下呂市和佐二四八三           | 般十五八<br>〇〇四四  | 土木一式、とび・土工・コンクリート、石及びほ装工事業    |
| 平成二十年三月三十一日  | 桐正土建株式会社  | 代表取締役 桐山 文江 | 大垣市今宿二丁目一五番地        | 般十八一<br>二八八   | 土木一式、建築一式及びとび・土工・コンクリート工事業    |
| 平成二十年四月三日    | 株式会社サカエ   | 代表取締役 上村 則昭 | 関市倉知三三七番地           | 般十八一<br>五七四八  | 建築一式及び造園工事業                   |
| 平成二十年四月三日    | 春日開発株式会社  | 代表取締役 竹内 千花 | 揖斐郡揖斐川町春日美束二六八四番地の一 | 般十六三<br>〇〇一〇四 | 土木一式工事業                       |
| 平成二十年四月三日    | 株式会社竹内組   | 代表取締役 竹内 孝  | 揖斐郡揖斐川町春日美束二六八四番地の一 | 特十七二<br>二九三   | 土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、ほ      |

|            |             |              |                 |              |                    |
|------------|-------------|--------------|-----------------|--------------|--------------------|
| 平成二十年四月十一日 | 有限会社 谷水道工務店 | 代表取締役 谷和 衛   | 高山市八軒町三丁目二〇番地の一 | 般十八六<br>一〇   | 管及び水道施設工事業         |
| 平成二十年四月十七日 | 株式会社 嶋田建設   | 代表取締役 阪下 克幸  | 高山市山田町一六五番地     | 般十九三<br>〇一七  | 電気通信工事業            |
| 平成二十年四月十六日 | 有限会社 小保田工務店 | 代表取締役 小保田 勇雄 | 郡上市大和町万場二〇七九一   | 般十六一<br>三三六八 | 建築一式及び大工工事業        |
| 平成二十年四月十一日 | 有限会社 林水道工業所 | 代表取締役 林泰 之武  | 土岐市肥田町肥田五五六の三   | 般十七九<br>一二八  | 土木一式、管、ほ装及び水道施設工事業 |

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年五月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関 岐阜市
- 二 作業種類 公共測量（地区計画）
- 三 作業期間 平成二十年一月七日から 同 年三月十七日まで
- 四 作業地域

岐阜市北東部地内

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十年五月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 土 地 改 良 区 名       | 認 可 年 月 日       |
| 高 須 輪 中 土 地 改 良 区 | 平 成 二 〇 ・ 五 ・ 八 |

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十年五月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

|                             |                 |
|-----------------------------|-----------------|
| 土 地 改 良 区 名                 | 認 可 年 月 日       |
| 関 市 木 曾 川 右 岸 用 水 土 地 改 良 区 | 平 成 二 〇 ・ 五 ・ 二 |

正 誤

(校正誤り)

平成二十年二月二十八日号外(三) 目次一頁上段前から四行目中「包括外部監査の結果は、」包括外部監査の結果に基づいて講じた措置」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十年三月二十六日号外(一) 土砂災害警戒区域の指定（岐阜県告示第二百十号）一頁下段後から二行目中「牛ヶ洞1」は「牛ヶ平1」の、二頁上段前から二行目中

「牛ヶ洞2」は「牛ヶ平2」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十年三月二十六日号外(一) 土砂災害警戒区域の指定（岐阜県告示第二百十一号）八頁下段前から十二行目中「森田切」は「森高切」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十年三月二十六日号外(一) 土砂災害特別警戒区域の指定（岐阜県告示第二百十二号）十六頁上段後から十六行目から十九行目中「牛ヶ洞1」「牛ヶ洞2」は「牛ヶ平1」「牛ヶ平2」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十年三月二十六日号外(一) 土砂災害特別警戒区域の指定（岐阜県告示第二百十三号）二十二頁上段後から十四行目中「森田切」は「森高切」の、二十七頁上段前

から十三行目から十五行目中

平ヶ谷

郡上市大和町名皿部  
(次の図に示すとおりとする。)

は

小平谷

郡上市大和町落部  
(次の図に示すとおりとする。)

の、二十八頁下段後から三行目

から十一行目中

|                              |                             |                              |
|------------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 洞ノ口谷                         | 宮前谷                         | 洲垣内谷                         |
| 郡上市大和町大間見<br>(次の図に示すとおりとする。) | 郡上市大和町神路<br>(次の図に示すとおりとする。) | 郡上市大和町大間見<br>(次の図に示すとおりとする。) |
| 土石流                          | 土石流                         | 土石流                          |
| お次                           | お次                          | お次                           |

の図に示すと  
りとする。

の図に示すと  
りとする。

の図に示すと  
りとする。

は、

|                              |                              |
|------------------------------|------------------------------|
| 洞ノ口谷                         | 洲垣内谷                         |
| 郡上市大和町大間見<br>(次の図に示すとおりとする。) | 郡上市大和町大間見<br>(次の図に示すとおりとする。) |
| 土石流                          | 土石流                          |

の誤り。

次の図に示すと  
おりとする。

次の図に示すと  
おりとする。

平成二十年五月十六日印刷  
平成二十年五月十六日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三  
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む。)